

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育長及び教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育関係職員の児童手当及び子ども手当に関すること。</p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>3～15 [略]</p> <p>16 第1項第2号並びに第2項第3号及び第4号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 教育関係職員の児童手当及び子ども手当の受給資格等の認定に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>17～19 [略]</p> <p>(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 警察本部長及び警察本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警察本部及び警察署の職員の児童手当及び子ども手当に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部厚生課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育長及び教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育関係職員の児童手当に関すること。</p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>3～15 [略]</p> <p>16 第1項第2号並びに第2項第3号及び第4号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 教育関係職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>17～19 [略]</p> <p>(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 警察本部長及び警察本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警察本部及び警察署の職員の児童手当に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部厚生課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>

(1) [略]	(1) [略]
(2) 警察本部及び警察署の職員の児童手当及び <u>子ども手当</u> の受給資格等の認定に関すること。	(2) 警察本部及び警察署の職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。
8～11 [略]	8～11 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。